

事務連絡  
平成23年3月31日

岩手県教育委員会学校教育室  
宮城県教育委員会義務教育課  
福島県教育委員会学習指導課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

平成23年東北地方太平洋沖地震被災地域における  
平成23年度前期用教科書の無償給与事務について

標記については、貴県におかれましても、教科書の給与が支障なく行われるよう、関係機関と調整いただいているところですが、始業日が学校によって異なるなど、様々な事情が考えられることから、事務処理について下記のとおりといたします。つきましては、事務連絡の趣旨について御理解の上、域内の市町村教育委員会、諸学校及び関係機関へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 平成23年度の始業日等（始業式または入学式）に給与する教科書について、始業日等が平成23年4月16日（土）以降になるなどの事情から、平成23年4月16日（土）以降に給与する教科書については、転入学した児童生徒以外の児童生徒に給与する教科書についても、前期転学用として事務処理を行ってください（受領報告書等の作成及び提出について、前期用教科書の報告期日までに行うことが可能な場合は、前期用として処理しても差し支えありません）。
2. 平成23年4月1日（金）～4月15日（金）に給与する教科書について、平成23年度の始業日等に給与する教科書の受領報告書等の作成が前期用教科書の報告期日までに困難である等の事情がある場合は、転入学した児童生徒以外の児童生徒に給与する教科書についても、前期転学用として事務処理を行っても差し支えありません。
3. 1又は2の事務処理を行う場合は、前期用もしくは前期転学用のいずれの処理とするのか、教科書・一般書籍供給会社等と調整いただくようお願いいたします（拡大教科書及び点字教科書については、納入指示書の提出先と調整いただくようお願いいたします）。
4. 平成23年度の始業日等に給与する教科書について、始業日等に在籍する児童生徒数が確定しない場合は、一度見込みにより納入指示を行い、児童生徒数が確定した後に返付指示を行うなど、被災地の学校の教科書の給与が支障なく行われるようお願いいたします。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局教科書課 無償給与係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111（内線2411）

